

非常勤の職員の公務災害補償等に関する規則及び津幡町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

#### 津幡町規則第7号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する規則及び津幡町財務規則の一部を改正する規則  
(非常勤の職員の公務災害補償等に関する規則の一部改正)

第1条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する規則(昭和42年津幡町規則第8号)の一部を次のように改正する。

第24条中「津幡町職員の旅費に関する条例(昭和35年津幡町条例第9号)」を「津幡町職員等の旅費に関する条例(令和8年津幡町条例第2号)」に改める。

(津幡町財務規則の一部改正)

第2条 津幡町財務規則(昭和60年津幡町規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「移転料」を「転居費」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。